

国立大学法人京都工芸繊維大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成17年度における業務実績が平成16年度業務実績を上回ることを確認し、「国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則」に基づき、経営協議会の承認を経て、3名の役員に対し、平成18年6月期の期末特別手当を10パーセント増額した。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年4月に基本給を約6.7パーセント引き下げた。

理事

平成18年4月に基本給を約6.7パーセント引き下げた。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

平成18年4月に非常勤役員手当を約6.7パーセント引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,621	11,928	5,477	1,192 (地域手当) 24 (通勤手当)		
理事 (4人)	59,025	38,196	15,734	3,976 (地域手当) 451 (単身赴任手当) 668 (通勤手当)	4月1日2名	
理事 (非常勤) (1人)	0	0	0	0 ()		
監事 (1人)	0	0	0	0 ()		
監事 (非常勤) (2人)	5,472	5,472	0	0 ()	4月1日2名	

「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年	退職年月日 月	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事	2,709	2	平成18年 3月31日	-	当法人の役員退職手当規則に基づき、役員としての在職期間における業績を1.0と評価し、特に増・減額なしで支給額が決定された。
監事					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

長期的視点に立った人件費充当財源を視野に入れた人事計画を立て、適正な管理・運用に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度及び水準に準拠し、かつ本学の財務状況等を勘案し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、基本給の昇給幅及び賞与の勤勉手当の支給割合に、勤務評価を反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給は毎年1月1日とし、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、0から8号給の範囲で昇給号数を決定する。(平成22年1月1日までは0から7号給の範囲での昇給)
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき上位の級に決定することがある。 降格:勤務成績が不良な場合は、その者が従事する職務に応じた下位の級に決定することがある。
特別昇給	勤務成績が特に良好である職員が、(1)研究、発明考案等により表彰又は顕彰を受けた場合 (2)学長が特別に認めた場合 のいずれかに該当する場合には、特別に昇給させる場合がある。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

基本給表の全面見直し、新基本給表へ改定

- ・基本給月額改定(昇給カーブのフラット化、平均4.8%減)
- ・一般職基本給表(一)を一般職基本給表とし、1,2級を1級に4,5級を3級に統合
- ・一般職基本給表(二)の廃止

昇給関係

- ・勤務成績が適切に反映される昇給制度へ改正
- ・昇給時期を全職員1月1日に統一改正
- ・55歳昇給停止を55歳以上の昇給は通常の半分程度に抑制

手当関係

- ・期末勤勉手当(ボーナス)の勤勉手当支給割合の引上げ(年間4.4月 4.45月)
- ・調整手当(10%)の廃止
- ・地域手当(10%)の新設
- ・基本給の調整額の改定()
- ・管理職等手当を支給率から支給額へ改定

平成18年3月31日在籍職員については、経過措置あり

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 392	歳 46.9	千円 8,621	千円 6,202	千円 155	千円 2,419
事務・技術	人 131	歳 43.4	千円 6,311	千円 4,609	千円 150	千円 1,702
教育職種 (大学教員)	人 259	歳 48.7	千円 9,802	千円 7,017	千円 158	千円 2,785
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

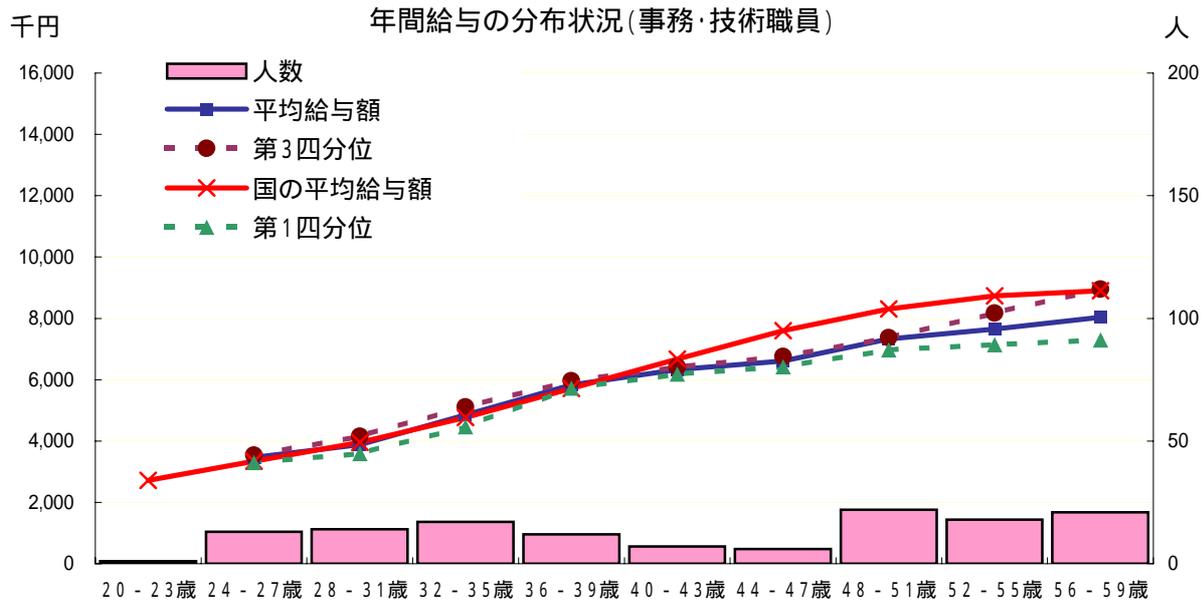
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 5	歳 36.9	千円 3,558	千円 3,399	千円 130	千円 159
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 3	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の事務・技術については、該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、常勤職員のその他医療職種(看護師)については「平均年齢」以下の事項については記載せず、非常勤職員については、合計欄のみ「平均年齢」以下の事項について記載する

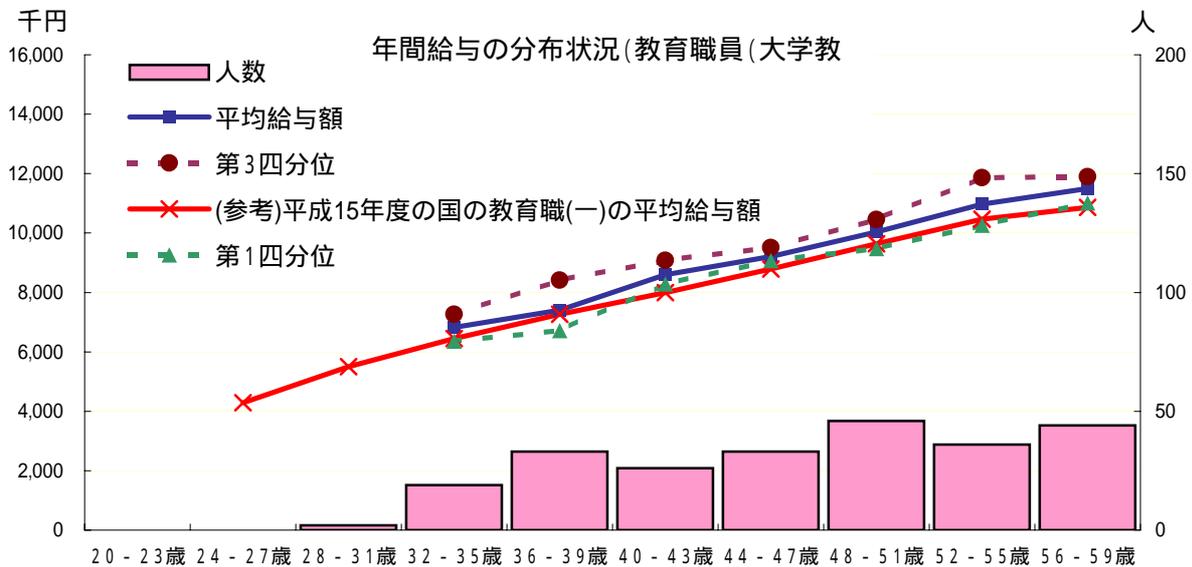
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
20-23歳については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表記していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	11	56.2	8,944	9,154	9,154	9,425	9,425
係員	32	28.3	3,457	3,761	3,761	4,110	4,110



注:28-31歳については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表記していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	115	55.0	10,638	11,306	11,306	11,847	11,847
准教授	91	45.9	8,627	9,044	9,044	9,477	9,477

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長
人員 (割合)	131人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	10人 (7.6%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	59歳 48歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	7,371千円 6,471千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	9,967千円 8,885千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 主査	主査	係長 主任	係員	係員
人員 (割合)		9人 (6.9%)	19人 (14.5%)	59人 (45.0%)	20人 (15.3%)	14人 (10.7%)
年齢(最高 ~最低)		57歳 52歳	59歳 49歳	58歳 33歳	34歳 27歳	29歳 22歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		6,616千円 5,349千円	5,844千円 4,854千円	5,345千円 3,383千円	3,628千円 2,581千円	2,760千円 2,302千円
年間給与 額(最高 -最低)		9,019千円 7,530千円	8,231千円 6,744千円	7,300千円 4,642千円	4,871千円 3,535千円	3,680千円 3,171千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	259人	115人 (44.4%)	91人 (35.1%)	7人 (2.7%)	45人 (17.4%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)		62歳 44歳	62歳 33歳	60歳 29歳	60歳 31歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		10,177千円 6,650千円	7,445千円 4,935千円	6,741千円 4,831千円	6,226千円 4,204千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		14,108千円 9,326千円	10,409千円 6,939千円	9,464千円 6,662千円	8,555千円 5,823千円	千円

注) 1級における該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高)~(最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.8	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.2	% 32.7
	最高～最低	% 36.5～32.6	% 33.4～30.0	% 33.5～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 37.1～32.0	% 34.0～27.7	% 35.5～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.2	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.8	% 33.0
	最高～最低	% 42.1～32.9	% 38.4～30.1	% 40.1～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.6	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.4	% 32.8
	最高～最低	% 37.1～31.8	% 34.0～29.0	% 35.5～30.4

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

对国家公務員(行政職(一))

92.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

106.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))

104.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員（大学教員）の平成15年度の国の教育職（一）との比較指標

105.0

総人件費について

区分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,915,801	4,061,938	146,137 (3.6)	227,339 (5.5)
退職手当支給額 (B)	548,719	566,321	17,602 (3.1)	9,947 (1.8)
非常勤役職員等給与 (C)	470,881	424,133	46,748 (11.0)	30,734 (7.0)
福利厚生費 (D)	512,694	520,512	7,818 (1.5)	4,294 (0.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	5,448,095	5,572,904	124,809 (2.2)	182,364 (3.2)

注)「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「10役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

前年度比人件費増減の要因について

給与、報酬等支給総額：職員の年令構成の変化、退職教員の後任者補充までの欠員、計画的人員削減による
 退職手当支給額：退職者の減による
 非常勤役職員等給与：寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用する職員の雇用増による
 福利厚生費：給与・報酬等支給総額の減による法定福利費の減による
 最広義人件費：上記の各要因の総計による

人件費削減の取組の状況

本学の中期目標において、人件費の削減として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減の取組を行うこととし、中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

人件費削減の取組進捗状況

平成17年度（基準年度）の給与・報酬等支給総額・・・4,061,938（千円）・・・a
 平成18年度（当年度）の「給与・報酬等支給総額」（1）・・・3,915,801（千円）・・・b
 平成18年度までの人件費削減率・・・3.6%
 計算式 = (b - a) ÷ a × 100

その他

平成17年度の「人件費予算相当額」・・・4,481,200（千円）・・・c
 平成18年度（当年度）の「給与・報酬等支給総額」（1）・・・3,915,801（千円）・・・a
 人件費の削減率（対人件費予算相当額）・・・12.6%
 計算式 = (a - c) ÷ c × 100

法人が必要と認める事項

特に無し